

# 行政 & 暮らしの情報



## お知らせ

### 国民健康保険からのお知らせ

平成29年度国民健康保険税  
納税通知書(第1・2期)を  
5月中旬に送付します

今回送付する納税通知書(仮算定)は、前年度から引き続き国民健康保険に加入している世帯を対象に、前年度の国民健康保険税の年額の10分の2を暫定的にお支払いいただくものです。

納付期限 第1期 5月31日(水)  
第2期 6月30日(金)

7月中旬には、前年中の所得や今年度の固定資産税、加入者数をもとに算定した年税額から、今回送付する仮算定税額を差し引いた納税通知書(本算定)を送付します。

平成29年4月1日以降に新規加入された世帯の納税通知書も7月に送付します。

### 保険税納付は口座振替で

口座振替は一度の手続きで済み、金融機関等に納めに行く必要がなく、仕事などで忙しい方に大変便利です。

市役所の窓口での手続きでは、キャッシュカードがあれば、その場で申し込みが完了します(一部利用できない金融機関、キャッシュカードがありません)。

### 問合せ 保険年金課国民健康保険G

内線21255~21299

### 軽自動車税について

平成29年度軽自動車税納税通知書の発送日は、5月8日(月)です。

平成28年度から税率が変更となる車両があります。

税率の詳細については、市ホームページ、納税通知書等でご確認ください。

### 問合せ 税務課市民税G

内線22011~22044



### 個人市・県民税(個人住民税)の特別徴収推進について

事業者が所得税の源泉徴収義務者である場合、地方税法および各市町村の条例の規定により、特別徴収義務者として従業員の毎月の給与から個人市・県民税を特別徴収していただくこととなります。

市では、法令等の規定に基づいて、原則として特別徴収義務者に指定し、特別徴収税額決定通知書を送付します。事業主の方々のより一層のご理解とご協力をお願いします。

### 特別徴収の対象になる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員(パート・アルバイトも含む)

### 特別徴収の対象にならない方

- ・退職者(退職予定者を含む)
- ・二つ以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方

- ・毎月の給与支給額が少なく、個人市県民税を特別徴収しきれない方
- ・給与が毎月支給されていない(不定期な)方

### 問合せ 税務課市民税G

内線22011~22044

### 津島市シルバー人材センターからのお知らせ

#### 入会説明会

シルバー人材センターは、就業をとおして高齢者の健康で生きがいのある生活づくりをサポートし、地域の活性化に貢献しています。

市内在住60歳以上の健康で、働く意欲があり、家族の同意がある方を募集しています。

日時 5月22日(月)、6月19日(月)

午前10時

場所 シルバー人材センター

※説明会に参加を希望する方は、事前にセンターまでご連絡ください。



### リサイクル事業(堆肥)

剪定作業で出た枝葉を粉砕して、鶏糞と一緒に発酵させた有機肥料を販売しています。詳しくは、直接または電話で左記へ。

### 問合せ 公益社団法人津島市シルバー人材センター(総合保健福祉センター内)

☎26-84488

引っ越したら住民票を  
移しましょう

進学や就職などで引っ越しをされた方は、原則として現在、住んでいる寮やアパートなどが住所地になります。

住民票は、選挙人名簿などの各種の登録や、行政サービスにつながる大切な情報です。忘れずに移しましょう。

選挙で投票を行う場所は、原則として住民票のある市区町村です。異なる市区町村へ引っ越した方で、住民票を移していない、または住民票を移してから3カ月を経過していない場合は、新しい住所地で投票できません。

**転入の手続き** 引っ越してから14日以内に手続きを行います。前住所地で受け取った転出証明書を添えて、転入届を提出します。

**転出の手続き** 引っ越する予定日の14日前から手続きができます。転出届を提出し、転出証明書を受け取ります。

**転居の手続き** 引っ越してから14日以内に手続きを行います。転居届を提出します。



注意事項

届出の際には、マイナンバーカードや通知カードを併せてお持ちください。また、代理人が手続きを行う場合には、委任状が必要になります。

**問合** 転入・転出・転居に関すること  
市民課市民・戸籍G

内線21122~2115  
選挙に関すること  
総務課庶務G  
内線2351・2356

住民票の写し等の第三者交付  
に係る本人通知等制度について

この制度は、代理人や第三者による請求に基づいて住民票の写しなどを交付したとき、本人に交付事実を通知するものです。

制度の利用を希望する方は、申請者本人の確認書類（運転免許証・旅券・マイナンバーカードなど、代理人は委任状と委任者の本人確認できる書類、法定代理人の場合は資格を証明する書類）を持参の上、左記で申請してください。

**問合** 市民課市民・戸籍G

内線21122~2115

あなたが支える赤十字運動

日本赤十字社は、災害救護や海外への援助、赤十字奉仕団の育成など幅広い活動を行っています。

昨年度は、543万349円のご協

力をいただきありがとうございます。毎年5月は「赤十字会員増強運動月間」です。今年も皆様のご協力をお願いします。

**問合** 福祉課福祉G

内線2131・2132・2135



津島市原子爆弾被爆者手当の  
支給について

津島市原子爆弾被爆者手当を支給します。

**対象** 津島市に住所があり、被爆者健康手帳の交付を受けている方

**手当の支給額** 月額2000円

**申請方法** 被爆者健康手帳と申請者の印鑑を持参の上、左記へ。

※すでに支給認定を受けている方は、手続きの必要はありません。

**問合** 保健センター ☎2311551

臨時福祉給付金（経済対策分）の申請は  
5月15日(月)までです

該当されている方でまだ申請をされていない方は、お早めに申請してください。  
なお、申請期限を過ぎてからの申請は受け付けることができませんのでご了承ください。

**問合** 福祉課臨時福祉給付金窓口 ☎22-3770

## 国民年金の手続きについて

年金の被保険者の種類は、国民年金法の第7条第1項の第1号から第3号および同法附則の規定により次の4種類に分けられます。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	任意加入被保険者
自営・農林漁業や学生、無職の20～60歳の方	会社員や公務員の方	第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20～60歳の方	左記以外で国民年金に加入を希望する方

退職・転職・結婚等の場合は変更の届け出が必要になります。また各種年金の請求もご本人の手続きが必要です。各種届け出・請求は下の表を参考にしてください。

### こんなときは、必ず届け出を

こんなとき	どうする	届出先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者も同じ)	市役所保険年金課
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき(死亡・離婚等)	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市役所保険年金課
海外に滞在(日本国外に住んでいる日本国籍のある方)するとき	国民年金への任意加入の制度があります	市役所保険年金課
60歳時点で年金受給資格25年(8月1日以降は10年)がない、または受給資格はあるが、受け取る年金額を満額に近づけたいとき	国民年金に任意加入(満額までの期間または65歳までの期間。なお、昭和40年4月1日以前生まれの方で65歳時点でも年金受給資格の得られない場合は、上限70歳までで受給権を満たす期間まで)ができます	市役所保険年金課
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替納付の申出書等を提出する	口座振替希望の金融機関
保険料を納めるのが困難なとき	免除(全額・一部)の制度があります	市役所保険年金課
50歳未満の方で保険料を納めるのが困難なとき	納付猶予の制度があります	市役所保険年金課
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の制度があります	市役所保険年金課
納付案内書を紛失したとき	納付案内書の再交付を依頼する	中村年金事務所
障がい者になったとき(障害基礎年金の1級または2級程度)	障害基礎年金の請求をする	初診日が第1号被保険者→市役所保険年金課 初診日が第3号被保険者→中村年金事務所
65歳になったとき	老齢基礎年金の請求をする	加入年金制度により請求先が異なります
国民年金加入中・受給中に死亡したとき	中村年金事務所・市役所に手続きの確認をする	加入・受給年金制度により手続き先が異なります

※平成29年8月1日施行の制度改正により、今まで25年だった受給資格期間が10年に短縮されます。

日本年金機構は、平成29年2月から請求書の発送を、対象となる高齢の方から順に行っています。

**提出先** 第1号加入実績のみの場合→市役所保険年金課

第2・3号を含む加入実績の場合→中村年金事務所

**問合せ** 保険年金課医療・年金G(市役所1階)内線2122

中村年金事務所(名古屋市中村区太閤1-19-46) ☎052-453-7200

### ふれあい収集

家庭ごみを集積場所へ持ち出すことが困難な世帯を対象に、週1回、市職員が訪問し、ひとり暮らしの方には、声を掛けて、ごみを収集します。

#### 対象世帯

- ・ひとり暮らし老人登録で、要介護認定を受けている世帯
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方だけの世帯

#### 対象ごみ

可燃ごみ、プラスチック製容器包装ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ

**申込** 介護保険被保険者証および該当する手帳(写し可)を持参の上、高齢介護課または、福祉課へ。

**その他** 申込後、世帯を訪問調査し、収集の可否を決定します。

**問合せ** 清掃事務所 ☎26-42288



### 一時大量ごみの排出について のお願い

一時大量ごみの排出について  
引越しや草刈等により、ご家庭から一時的に、大量のごみが排出される場合があります。

集積場に一度に、大量のごみを出すと、収集に支障をきたすばかりか、町内の

集積場トラブルともなりかねません。

このような場合、一度に出すのではなく数回に分けて出していただくか、焼却施設(海部地区環境事務組合八穂センター)への自己搬入をお願いします。



### 集積場へのごみ出しのしるし

必ず午前8時30分(時間厳守)までに集積場にごみを出してください。

※分別が間違っているごみは、収集されません。出された方は再分別し直ししてください。

**問合せ** 清掃事務所 ☎26-42288

### 家電製品等の無料回収業者に ご注意ください

ポストへのチラシ投函や、トラックでの巡回回収により、家電製品等を無料回収する業者があります。

本来、家庭ごみの収集運搬業を行うには、市の許可が必要です。

しかし、無料回収業者は、市の許可を受けない業者であり、違法行為です。

これを利用することで、回収物が不法投棄されたり、高額な処理費を請求されたりすることがあります。

**注意事項** テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の家電製品は、普段家電製品をお買い求めの家電量販店で有料(リサイクル料)での引き取りとなります。

それ以外は、市の収集ルールに基づいて排出くださるようお願いいたします。

**その他** 違法無料回収業者のチラシ配布や、巡回トラックでの回収を見つけた場合は、清掃事務所までご一報ください。

**問合せ** 清掃事務所 ☎26-42288

### 「人権擁護委員の日」特設 人権相談

6月1日は人権擁護委員の日です。

人権擁護委員は、私たちの身近な相談パートナーです。子どものことや家庭での悩み事、いじめや体罰、プライバシーの侵害をされたなどの相談に応じます。

相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

**日時** 6月1日(木)

午前9時～午後3時

**場所** 総合保健福祉センター2階市民相談室

**相談員** 人権擁護委員

**問合せ** 人権推進課人権同和・男女参画課  
G 内線2271

### 平成29年工業統計調査に ご協力ください

経済産業省は、平成29年6月1日現在で、平成29年工業統計調査を実施します。この調査は、わが国の工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査です。

**調査対象** 全国の製造事業所(国に属する事業所および従業者3人以下の事業所を除く)

**調査方法** 5月中旬に調査員が事業所に伺い、調査票をお配りします。

※一部の事業所は、経済産業省から直接調査票が郵送されます。

**回答方法**(次のいずれかの方法)  
①調査員に直接調査票を提出する  
②インターネットを利用する

※インターネットでの回答は、簡単な作業、24時間対応可能ななどのメリットがあるため、ぜひご利用ください。

※回答内容は、統計法により秘密が厳守されます。

**問合せ** 企画政策課行政経営G  
内線23322



心の居場所「はっぴーるーむ・つしま」

心に病のある方、生きづらさを感じている方々が共に語り合い、社会参加への足掛かりをめざしたフリースペースです。

**対象** 心に病のある方、生きづらさを感じている方およびその家族等

**日時** 毎月第2土曜日 午後1時30分～3時30分(入退室自由)

**場所** 北小学校区コミュニティハウス

**参加費** 100円

**申込** 不要

**主催** 精神保健福祉ボランティアグループ 風車の会

**問合せ** 福祉課福祉G 内線2131・2132・2135  
風車の会 代表(村岡)  
☎090-585618439(平日午前10時～午後5時)



募集

指定地域密着型サービス事業者

定期巡回・随時対応型訪問介護看護を開設する事業者を募集します。

**公募期間** 5月1日(月)～31日(火)  
詳細は市ホームページをご覧ください。

**問合せ** 高齢介護課介護保険G  
内線2141・2142

県営住宅の入居者募集住宅



募集住宅

県営愛宕住宅(3DK) 一般世帯枠 1戸

県営唐臼住宅(3DK) 一般世帯枠 2戸

福祉枠 1戸

**申込** 5月8日(月)～16日(火)に郵送で愛知県住宅供給公社へ(16日(火)の消印有効)。

**申込用紙配布場所** 名古屋尾張住宅管理事務所海部駐在(海部総合庁舎5階)

市役所都市計画課(4階)

**入居予定日** 8月1日(火)

**その他** 単身者の方は、申し込みできません。

**問合せ** 愛知県住宅供給公社名古屋尾張住宅管理事務所海部駐在  
☎24173330

市営住宅の入居者

募集住宅および戸数 下表のとおり

住宅名	構造	管理開始年	間取	家賃	募集戸数
蛭間(蛭間町)	中層耐火	平成6年	3DK	25,400～49,900円	4戸

**入居資格等** 次の要件をすべて満たしている方

- ・現に同居し、または同居しようとする親族(婚約者を含む)があること
- ・現に住宅に困窮している事が明らかであること
- ・公営住宅法により条例で定める収入基準に適合していること
- ・国税および地方税を滞納していないこと
- ・市内に住所または勤務場所を有していること
- ・入居者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと

**配布・受付** 5月10日(水)～22日(月)(市役所閉庁日を除く)

**申込用紙配布場所** 都市計画課(市役所4階)、神守支所、神島田連絡所

**抽選日時および場所**

6月15日(木)午前10時

市役所4階大会議室

**入居予定日** 8月1日(火)

**問合せ** 都市計画課住宅管理G 内線2411・2412

就業支援講習会参加者

ひとり親家庭の父・母、寡婦の方を対象に技能・資格を習得する就業支援講習会の参加者を募集します。

**コース会場等**

・パソコン講習初級

ヒューマンアカデミー 名古屋駅前校

7月2日(日)～10月15日(日)(全15回)

教材費 2138円

・介護職員初任者研修

**定員** 各20人

**受講料** 無料(教材費他自己負担)

**募集期間** 5月8日(月)～29日(月)

**申込** 子育て支援課(市役所2階)窓口で申込書に記入し提出

**問合せ** 愛知県母子寡婦福祉連合会

☎0521915188662